

大牟田市健康福祉推進会議地域密着型サービス専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項並びに第54条の2第5項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項並びに第115条の22第4項に規定する、地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するため、大牟田市健康福祉推進会議条例第7条の規定に基づき、地域密着型サービス専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) サービスの質の確保、運営評価その他市長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項。

(組織)

第3条 部会は大牟田市健康福祉推進会議(以下「推進会議」という。)の会長が指名する推進会議の委員(以下「部会委員」という。)をもって構成し、構成員は5人以内とする。

2 部会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(関係者の出席)

第6条 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。